

平成28年12月27日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

平成28年度 第2回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成28年12月9日（金）に、平成28年度 第2回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE連絡協議会」という。）を霞ヶ関中央合同庁舎4号館共用会議室において開催しました。今回は、本年9月に開催されたOIEコード委員会の報告書において提示されたOIEコード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. OIE コード

(1) 「商業利用牛生産システムにおけるサルモネラ予防及び管理」及び「商業利用豚生産システムにおけるサルモネラ予防及び管理」

- メンバーから、抗菌剤の可能性として、サルモネラに対する選択だけではなく、「薬剤耐性菌の誘導」も加えるべきとの意見がありました。また、別のメンバーから同記述に対して、「OIE コードに沿った抗菌剤の使用。潜伏感染への使用禁止」は難しいため、「予防的使用の禁止」という、より具体的な表現にすべきとの意見がありました。

事務局から、改正案原文には、抗菌剤が必要な場合は第6.9章（動物用医薬品中に含まれる抗菌剤の責任ある慎重な使用）に従って使用すると記載がある旨を伝えた上で、ご意見いただいた観点を踏まえて検討したいと回答しました。

- メンバーから、たとえば臨床症状はないが保菌している動物に対し、陰性化を図るために抗菌剤を使用する場合は、「予防的使用」に当てはまるのか、用語を説明してほしいとの要望がありました。

事務局から、改正案原文に潜伏感染（subclinical infection）の管理には使用しないものとするとの記載があり、保菌動物に対する使用はこれに当てはまると回答しました。

- メンバーから、「牛を年齢に応じて分けて飼育する」との記述に対して、この対応は特に小規模放牧農家においては不可能に近いが、本記述はどのような形で提起されてきたのかとの質問がありました。

事務局から、特に本記述に対してコード委員会からのコメントや経緯の説明はないが、世界各国の状況に合わせていくことになると考えられ、今後、

詳細を見極めていきたいと回答しました。

(2) 「アニマルウェルフェアの勧告に係る序論」

- メンバーから、動物による人への癒やしも重要と考えるが、コード案でいうところの人と動物の良好な関係とは何かとの質問がありました。これに対し、事務局から、不適切な取扱いにより動物に恐怖や苦痛を与えないことなどが「アニマルウェルフェアと豚生産システム」のコード案では示されているが、生産のための指針であり、具体的な動物を基礎とする測定指標は今後定められていく旨の説明を行いました。
- メンバーから、アニマルウェルフェアを政策としてどういうとらえ方をしているのかとの質問がありました。これに対し、事務局から、畜産技術協会が示した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の策定に際し、検討のための予算の措置は農水省からのもので、また指針作りには農水省からも参加するなど国と民間が共同で作った指針との認識であること、指針の見直しの際には、農家がアニマルウェルフェアについて自主的にチェックできるリストを作成し、都道府県にチェックリストを活用した指導もお願いし、現場の状況を確認した上で行う旨の説明を行いました。
- メンバーから、アニマルウェルフェアについて他省庁との連携状況について質問がありました。これに対し、事務局より、OIE へのコメントを提出するにあたり関係省庁連絡会議を開催している旨回答しました。

(3) 「アニマルウェルフェアと豚生産システム」

- メンバーから、測定指標に採食状況、枝肉評価、廃棄率を加えるべきではないか、痛みを伴う処置に耳標や耳刻、犬歯（切歯）の切除は対象になるのか、人道的殺処分の対象にひね豚は対象になるのかなどについて意見や質問がありました。これに対し、事務局から、測定指標については検討すること、痛みを伴う措置にそれらの処置は対象になること、ひね豚やその他損傷豚等の人道的処置についても全体的な取扱いの中で検討したい旨の回答を行いました。
- メンバーから、痛みを伴う処置として、去勢や断尾等が一般的に行われるとの表現について、様々な意見がありました。これに対し、事務局から、表現ぶりについて検討したい旨の回答をしました。
- メンバーから、理想と現実にはギャップがあり、食肉の生産上、アニマルウェルフェアの制限はある程度必要であり、現場での現状も汲み取っていく必要があること、免疫的去勢は文献的には肉質にも影響しないとされているが国内での普及状況も確認する必要があるため、将来的に推奨するという事ではないかとの意見がありました。

- メンバーから、災害管理において、必要に応じた人道的殺処分という記載があるが、避難計画を先行させるべきではないかとの意見がありました。
- これらの意見に対して、事務局より、日本の畜産の現状を踏まえて、推奨なのか、すべきなのか、記載ぶりを慎重に検討したいこと、OIE加盟国全てで取り組まれる現実性のあるコードを制定して取り組む必要があると考えている旨の説明を行いました。
- メンバーから、one health の考え方から薬剤耐性はアニマルウェルフェアとも関連するのではないかと、インターネット上で様々な情報が行き交っており、抗生物質の投与の必要性や痛みの伴う処置が現場で行われていることの必要性について消費者へ正確な情報を提供してほしい旨の意見がありました。これに対し、事務局より、薬剤耐性について one health のアプローチとして取り組んでいること、薬剤耐性への対策はアニマルウェルフェアの考え方につながっていくとの認識であること、そのような視点も踏まえた情報提供に取り組んでいく旨回答しました。
- ゲノム編集技術を用いて、角のない牛、筋肉成長を促進して肉量の多い豚の改良をしている研究があるが、アニマルウェルフェアとの関係でOIEコードではどのように位置づけられているのかとの質問がありました。これに対し、事務局より、豚のアニマルウェルフェアのコード案やこれまでの畜種のコードは生産段階の基準である旨説明しました。

(4) 「ワクチン接種」

- メンバーから、ワクチン自体を考慮せずに、ワクチン接種のみのコードを策定するのは不十分であり、本章を作るのであれば、ワクチン自体の規定も含めた内容にすべきであるとの意見がありました。
事務局から、本章を新たに作成することとなった経緯として、ワクチン接種に対して統一的な見解を共有することを目的としており、ワクチン接種に係る用語の定義を明確化し、ワクチン接種計画やガイドラインの導入がなされていない国に対して考慮すべき事項を示すことを目指していると考えられると回答しました。また、二国間でたびたび論争の生じる、ワクチン接種の貿易への影響についてのOIEとしての見解を示すために、「貿易に影響させない」という記載を入れているのではないかと意見を事務局から述べました。さらに、事務局から、ワクチン自体については、OIEは陸生マニュアルに記載するという整理をしていることを伝えました。
- メンバーから、本章に沿ってワクチン接種を実施しさえすれば、ワクチン自体について考慮の必要がないとの誤解を各国が持つのではないかと懸念が示されました。

事務局から、しっかりしたワクチンがあることを本章の前提とする旨を序

文に明記すべきとのコメントを検討したいと回答しました。

- 別のメンバーから、ワクチン自体とワクチン接種は同時に記述されるべきであり、また、ワクチン接種計画において普及啓発及びそのアウトプットも考慮すべきであるとの意見がありました。
- メンバーから、ワクチンを適切に使用すると抗菌剤の使用が抑えられるという話を現場で聞いたが、それについての見解はどうかとの質問がありました。事務局から、本章の背景と目的において、ワクチン接種の効果として、抗菌剤の使用の減少に寄与するとの記載があると伝えました。
- 本新規章案の論点に関して、メンバーから、ワクチン自体に問題がないことが分かっているようなものについて、疾病個別章にワクチンを規定する条があったとしても、貿易に影響しないとの本章の原則を当てはめることはできるのか、また、具体的にこのような想定されるワクチンはあるのかとの質問がありました。

事務局から、具体的なワクチンを想定しているかどうかについての記述はコード委員会レポートにはないが、疾病ステータスや輸入条件の条項においてワクチン接種の記載がある疾病個別章は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚コレラ等の主要な越境疾病の章であり、ワクチン接種の影響の範囲を確認することができるかと回答しました。また、事務局から、豚流行性下痢（PED）等の疾病個別章の存在しない新興疾病において、ワクチン接種を実施するほどの発生リスクの変化が生じているにも関わらず、本章の原則により、輸入国側に貿易を制限する権利が無くなってしまうと読める点に懸念があると意見を出しました。

- また、本論点に関してメンバーから、本ワクチン接種章によって、たとえば鳥インフルエンザの章等の方針が変わることはあるのかとの質問がありました。

事務局より、疾病個別章の方針を変えるものではないと回答しました。

（5）アフリカ豚コレラ

- 特になし

2. その他

- メンバーから、OIE と ISO の間で、アニマルウェルフェアについて民間の規格認証を進めていこうとの話があるが、その進捗についての質問がありました。

事務局から、ISO34700 が 12 月 1 日に公表され、日本からは FAMIC が委員として議論に参加していたと回答しました。

（以上）